

国官会第3076号  
国地契第88号  
国官技第278号  
国営計第101号  
国北予第48号  
平成25年3月11日

別紙 あて

国土交通省大臣官房会計課長

国土交通省大臣官房地方課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

国土交通省北海道局予算課長

#### 地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いの一部改正について

今般、今後増加することが見込まれる全国における防災・減災対策事業の担い手となる等地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、「地域建設業経営強化融資制度の延長について」（平成25年3月11日付け国官会第3075号、国地契第87号、国土建第379号、国土建整第201号）に基づき標記制度を延長することとしたところであるが、制度の一層円滑な運用を図るため、その事務取扱いについては下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

## 記

「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号）の一部を次のように改正する。

記3中「（平成7年6月30日付け建設省会発第365号、建設省厚契発第30号）、」を「（平成24年3月19日付け国官会第3186-5号、国地契第95号、国北予第39号）又は」に改め、「又は「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（平成7年9月18日付け北開局工第80号）」を削る。

附則中「平成25年」を「平成26年」に改める。

## 附 則

この通達は、平成25年2月26日から適用する。